# 「ヨコハマトリエンナーレ 2017 公式アプリケーション製作業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

# (趣旨)

第1条 横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、「ヨコハマトリエンナーレ 2017 公式アプリケーション製作業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により特定する場合の手続き等については、この実施要領に定める。

## (審議事項)

- 第2条 要綱第2条に定められた審議事項は、次のとおりとする。
  - (1) プロポーザルの実施に関する審査
    - ア プロポーザルの公募条件の決定
    - イ プロポーザルの評価方法の決定
    - ウ 提出要請書の審査
    - エ その他必要と認めるもの
  - (2) 特定に関する審査
    - ア プロポーザルの評価
    - イ 受託候補者の特定
    - ウ プロポーザルの評価結果の通知
    - エ その他必要と認めるもの

## (提出要請書)

- 第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものと する。
  - (1) 当該事業の概要・基本計画等
  - (2) プロポーザルの手続き
  - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
  - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
  - (5) その他必要と認める事項

# (提案書の内容)

- 第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。
  - (1) 提案者の業務実績等
  - (2) 当該業務の実施方針
  - (3) 当該業務に係る具体的な提案
  - (4) その他当該業務に必要な事項

# (評価)

- 第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 業務の実施体制
  - (2) 業務実績
  - (3) スケジュール管理
  - (4) 経費積算の妥当性
  - (5) 提案の網羅性
  - (6) 事業趣旨の理解度
  - (7) アプリ機能概要
  - (8) 管理者機能概要
  - (9) 独自性
  - (10) 運用·保守体制
  - (11) セキュリティ体制
- 2 プロポーザルの評価にあたって、応募者が5者以上の場合は第1次評価として書類選考を行うものとする。ただし、応募数が4者以下の場合は第1次評価を省略する。
- 3 第2次評価として提案者によるプレゼンテーション及び提案者に対するヒアリングを行うものとする。
- 4 提案書、プレゼンテーションの内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 5 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

# (プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案に対する評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 横浜市文化観光局文化プログラム推進課長

副委員長 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜美術館国際グループ長

委員 横浜市文化観光局創造都市推進課長

委員 横浜市文化観光局文化プログラム推進課トリエンナーレ担当課長

委員 横浜トリエンナーレ組織委員会コミュニケーション・オフィサー

委員 横浜市総務局 I C T 基盤管理課長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会に報告するものとする。 ただし、第1次評価については報告しないものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委 員長が定めた者がその職務を代理する。

### (評価結果の通知)

第7条 第5条第4項の規定により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は組織委員会が通知を発送した日の翌日起算で、事務局休業日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、組織委員会が書面を受領した日の翌日起算で、事務局休業日 を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 附則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。